

無料ヴィラカー貸渡約款

J&M RESORT PaniPani

2025年5月2日制定

第1章／総 則
第2章／予 約
第3章／貸 渡 し
第4章／使 用
第5章／返 還
第6章／故障、事故、盗難時の措置
第7章／賠 償 及 び 補 償
第8章／貸 渡 契 約 の 解 除
第9章／個 人 情 報
第10章／雑 則
附 則

第1章／ 総 則

第1条(約款の適用)

当施設は、この約款及び第40条に基づくこの約款の細則(以下あわせて「約款等」といいます。)の定めるところにより、無料貸渡自動車(以下「ヴィラカー」といいます。)を借受人に貸し渡すものとし、借受人は約款等を理解し承諾したうえでこれを借り受けるものとします。借受人は、第8条第3項により、借受人と異なる運転者を指定した場合は、その運転者に約款等の運転者に係る部分を周知し、遵守させるものとします。なお、約款等に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2 当施設は、約款等の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款等に優先するものとします。

第2章／ 予 約

第2条(予約の申込み)

借受人は、ヴィラカーを借りるにあたって、約款に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等付属品の要否、その他の借受条件(以下「借受条件」といいます。)を明示して予約の申込みを行うことができます。

なお、運転者は26歳以上の日本国運転免許取得者に限らせて頂きます。

2 当施設は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当施設の保有するヴィラカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

第3条(予約の変更)

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当施設の承諾を受けなければならないものとします。

第4条(予約の取消し等)

借受人及び当施設は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。

2 予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもヴィラカー貸渡契約(以下「貸渡契約」といいます。)が締結されなかったときは、予約が取り消されたものとします。

第5条(代替ヴィラカー)

当施設は、借受人から予約のあった車種クラスのヴィラカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのヴィラカー(以下「代替ヴィラカー」といいます。)の貸渡しを申し入れることができます。

2 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当施設は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替ヴィラカーを貸し渡すものとします。

3 借受人は、第1項の代替ヴィラカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるも

のとします。この場合の措置は、前条の規定によるものとします。

第6条(免責)

当施設及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについて、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第7条(予約業務の代行)

借受人は、当施設に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等(以下「代行業者」といいます。)において予約の申込みをすることができます。

2 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとします。

第3章／ 貸 渡 し

第8条(貸渡契約の締結)

借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当施設はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるヴィラカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

2 当施設は、監督官庁の基本通達(注1)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者(以下「運転者」といいます。)の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとします。

(注1)監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車局長通達「レンタカーに関する基本通達」

(自旅第138号 平成7年6月13日)の2. (10)及び(11)のことをいいます。

(注2)運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第95条の2に規定される免許情報記録個人番号カードと記録された特定免許情報等、及び道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

3 当施設は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに当施設が指定する補助書類の提示を求め、及び提示された書類の写しをとることがあり、借受人及び運転者はこれに従います。

5 当施設は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求め、借受人及び運転者はこれに従います。

6 借受人は契約後の借受期間の延長はできないものとします。

第9条(貸渡契約の締結の拒絶)

借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。

(1)貸し渡すヴィラカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は当施設が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。

(2)酒気を帯びていると認められるとき。

(3)麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。

(4)チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。

(5)暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。

(6)運転者が26歳未満であるとき。

2 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当施設は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

(1)予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。

(2)過去の貸渡しにおいて、貸渡料金その他の当施設に対する債務の支払いを滞納した事実があるとき。

(3)過去の貸渡しにおいて、第17条に掲げる行為があったとき。

(4)過去の貸渡し(他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。)において、第18条第6項又は第25条第1項に掲げる行為があったとき。

(5)過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。

(6)当施設との取引に関し、当施設の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言辞を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。

(7)風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて施設の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。

(8)別に明示する条件を満たしていないとき。

(9)その他、当施設が適当でないと認めたとき。

3 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第10条(貸渡契約の成立等)

貸渡契約は、当施設が借受人にヴィラカーを引き渡したときに成立するものとします。

2 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

第11条(貸渡料金)

貸渡料金は無料です。

第12条(借受条件の変更)

借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当施設の承諾を受けなければならないものとします。

2 当施設は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第13条(点検整備及び確認)

当施設は、道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したヴィラカーを貸し渡すものとします。

2 当施設は、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。

3 借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってヴィラカーに整備不良がないことその他ヴィラカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

4 当施設は、前項の確認によってヴィラカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第4章／ 使 用

第15条(管理責任など)

借受人又は運転者は、ヴィラカーの引渡しを受けてから当施設に返還するまでの間(以下「使用中」といいます。)、善良な管理者の注意義務をもってヴィラカーを使用し、保管するものとします。

2 借受人又は運転者が使用中に高速道路等の有料道路、有料駐車場、その他の有料サービスを利用したときは、借受人又は運転者はその利用料金等を自らの責任において、その有料サービスを提供する者に支払うものとします。

3 当施設が前項の有料サービスを提供する者から、利用料金等の未払いなどを理由にヴィラカーの自動車登録番号と日時を特定して、その時の借受人の個人情報の開示請求を受けた場合、当施設が借受人の個人情報をその請求者に提供することを、借受人は同意するものとします。

第16条(日常点検整備)

借受人又は運転者は、使用中に、ヴィラカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第17条(禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

(1)当施設の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくヴィラカーを自動車運送事業

又はこれに類する目的に使用すること。

(2) ヴィラカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当施設の承諾を得た者以外の者に運転させること。

(3) ヴィラカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当施設の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。

(4) ヴィラカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はヴィラカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。

(5) 当施設の承諾を受けることなく、ヴィラカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

(6) 当施設の承諾を受けることなく、ガソリン等の危険物、並びに放射性物質及び感染症の検体等当施設又は他の利用者に危害若しくは健康被害を及ぼすおそれのある物品を積み込むこと。

(7) 法令又は公序良俗に違反してヴィラカーを使用すること。

(8) 当施設の承諾を受けることなくヴィラカーについて損害保険に加入すること。

(9) ヴィラカーを日本国外に持ち出すこと。

(10) 26歳未満の者に運転させること。

(11) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

2 借受人、運転者若しくはその関係者は、当施設の承諾なく当施設の事務所、当施設の営業店舗若しくは当施設の敷地等を、内外から撮影、録音若しくは録画又はその画像、音声若しくは映像のSNS等への投稿、配信若しくは生配信等の行為をしてはならないものとします。

第18条(違法駐車の場合の措置等)

借受人又は運転者は、使用中にヴィラカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。

2 当施設は、警察からヴィラカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにヴィラカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、ヴィラカーの借受期間満了時又は当施設の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当施設は、ヴィラカーが警察により移動された場合には、当施設の判断により、自らヴィラカーを警察から引き取る場合があります。

3 当施設は、前項の指示を行った後、当施設の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当施設は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当施設所定の文書(以下「自認書」といいます。)に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

4 当施設は、当施設が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

5 当施設が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当施設は借受人に対し、次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」といいます。)を請求するものとします。この場合、借受人は、当施設の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

(1) 放置違反金相当額

(2) 当施設が別に定める駐車違反違約金

(3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

6 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当施設の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当施設の求めに応じないときは、当施設は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人から、当施設が別に定める額の

駐車違反金(次項において「駐車違反金」といいます。)を申し受けることができるものとします。

7 借受人が、第5項に基づき当施設が請求した金額を当施設に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当施設が放置違反金の還付を受けたときは、当施設は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人に返還するものとします。第7項に基づき当施設が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。

第19条(GPS機能及び自動車メーカー等の車両通信機)

借受人及び運転者は、ヴィラカーに全地球測位システム(以下「GPS機能」といいます。)が搭載されている場合があり、当施設所定のシステムにヴィラカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当施設が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

(1)貸渡契約の終了時に、ヴィラカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。

(2)第25条第1項に該当したとき、その他ヴィラカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、ヴィラカーの現在位置等を確認するため。

(3)借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。

2 借受人及び運転者は、前項のGPS機能によって記録された情報について、当施設が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

3 借受人及び運転者は、ヴィラカーに自動車メーカーやその提携事業者、及び情報通信事業者等(以下あわせて「自動車メーカー等」といいます。)の車両通信機が標準搭載されている場合があり、自動車メーカー等が、車両稼働支援サービス、車両運行支援サービス、その他自動車メーカー等が公表している利用目的のため、車両通信機よりヴィラカーの車両状態情報(稼働情報、位置情報、制御情報、故障情報等)を取得する場合があることに同意するものとします。

4 借受人及び運転者は、前項の車両状態情報について、当施設が、第20条第1項各号の目的で利用するために、自動車メーカー等から提供を受ける場合があることに同意するものとします。

第20条(ドライブレコーダー)

借受人及び運転者は、ヴィラカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況等が記録されること、及び当施設が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

(1)事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。

(2)ヴィラカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況等を確認するため。

(3)借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。

2 借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当施設が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第5章／ 返 還

第21条(返還責任)

借受人又は運転者は、ヴィラカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当施設に返還するものとします。

2 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当施設に与えた損害を賠償するものとします。

3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にヴィラカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当施設に生ずる損害について責めを負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当施設に連絡し、当施設の指示に従うものとします。

第22条(返還時の確認等)

借受人又は運転者は、当施設立会いのもとにヴィラカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。立ち

合いが困難な際は、使用前後の写真を撮影提供することによりこれに変えることができます。

2 借受人又は運転者は、ヴィラカーの返還にあたって、ヴィラカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。

第23条(借受期間変更時の貸渡料金)

借受人は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

第24条(返還場所等)

借受人は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

2 借受人は、第12条第1項による当施設の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にヴィラカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×200%

第25条(不返還となった場合の措置)

当施設は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にヴィラカーを返還せず、かつ、当施設の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるものとし、借受人はこれに同意するものとします。

2 当施設は、前項に該当することとなったときは、ヴィラカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査やGPS機能の作動等を含む必要な措置をとるものとします。

3 第1項に該当することとなった場合、借受人は、当施設に与えた損害について賠償する責任を負うほか、ヴィラカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章／故障、事故、盗難時の措置

第26条(故障発見時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にヴィラカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当施設に連絡するとともに、当施設の指示に従うものとします。

第27条(事故発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にヴィラカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに事故の状況等を当施設に報告し、当施設の指示に従うこと。

(2) 前号の指示に基づきヴィラカーの修理を行う場合は、当施設が認めた場合を除き、当施設又は当施設の指定する工場で行うこと。

(3) 事故に関し当施設及び当施設が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

(4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当施設の承諾を受けること。

2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。

3 当施設は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第28条(盗難発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にヴィラカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに最寄の警察に通報すること。

(2) 直ちに被害状況等を当施設に報告し、当施設の指示に従うこと。

(3) 盗難、その他の被害に関し当施設及び当施設が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第29条(使用不能による貸渡契約の終了)

使用中において故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」といいます。)によりヴィラカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

- 2 借受人は、前項の場合、ヴィラカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当施設は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
- 3 故障等が貸渡し前に存した欠陥・不具合その他ヴィラカーが借受条件に適合していないことに起因する場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当施設から代替ヴィラカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替ヴィラカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。
- 4 借受人は、本条に定める措置を除き、ヴィラカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当施設に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。ただし、故障等が当施設の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。

第7章／ 賠償 及 び 補 償

第30条 (賠償及び営業補償)

借受人は、借り受けたヴィラカーの使用に関し、借受人又は運転者が当施設のヴィラカーに損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者の責めに帰することができない事由による場合を除きます。

2 前項により借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、ヴィラカーの汚損・臭気等により当施設がそのヴィラカーを利用できないことによる損害については別に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとします。

3 借受人又は運転者は、借り受けたヴィラカーの使用に関し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当施設に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第31条 (保険及び補償)

借受人が前条第1項又は第3項の賠償責任を負うとき及び運転者が前条第3項の賠償責任を負うときは、当施設がヴィラカーについて締結した損害保険契約又は当施設の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

- (1) 対人補償 無制限 (自動車損害賠償責任保険を含む)
- (2) 対物補償 1事故限度額 3,000万円 (免責金額5万円)
- (3) 車両補償 1事故限度額時価額
- (4) 人身傷害補償 1事故限度額3,000万円×定員、1名限度額3,000万円

2 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

3 貸渡約款に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

4 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。なお、特約により第1項の限度額を変更した場合は、特約で定めた限度額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条に基づき激甚災害と指定された災害(以下「激甚災害」といいます。)による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたヴィラカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することを要しないものとします。

5 当施設が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当施設の支払額を当施設に弁済するものとします。

6 第1項第2号又は第3号に定める保険金又は補償金の免責金額に相当する損害については、特約をした場合を除いて借受人又は運転者の負担とします。

7 借受人が26歳未満の者に運転させた場合は、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

第8章／ 貸渡契約の解除

第32条 (貸渡契約の解除)

当施設は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちに

ヴィラカーの返還を請求することができるものとします。

2 借受人は、前項の解除に該当したときは、当施設に生じた損害を支払うものとします。

第33条 (中途解約)

借受人は、使用中であっても、当施設の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。

第9章／ 個 人 情 報

第34条 (個人情報の利用目的)

当施設が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

(1) 借受人又は運転者に対し、当施設が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。

(2) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。

(3) 当施設の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。

(4) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第10章／ 雑 則

第35条 (相殺)

当施設は、この約款に基づく借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当施設に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第36条 (消費税)

借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含みます。)を当施設に対して支払うものとします。

第37条 (遅延損害金)

借受人及び当施設は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第38条 (日本語約款等の優先適用)

日本語の約款等と外国語に翻訳した約款等との内容に相違があるときは、日本語の約款等の内容が優先して適用されるものとします。

第39条 (細則)

当施設は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

第40条 (重要事項の情報提供)

当施設は借受人に対し、この約款等のうち、借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、当施設の保険又は補償制度の内容及び条件並びに借受人が講ずべき故障、事故、盗難時の措置、違法駐車の場合の措置及び返還遅れとなる場合の措置等の重要事項について、貸渡し前に明確かつ平易な表現で情報提供するように努めるものとします。

2 借受人は、約款等の内容について理解するよう努めるものとします。

第41条 (約款等の掲示等)

当施設は、約款等を以下のいずれかの方法により借受人に対して示します。

(1) 当施設の営業店舗において公衆の見やすいように掲示(ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含みます。)

(2) ウェブサイト等に見やすいように掲載

(3) 書面(電子メール等の電磁的方法を含みます。)の提示

第42条 (約款等の変更)

当施設は、この約款等を変更することができます。約款等を変更する場合、当施設は、当施設のホームページに掲載するなど適切な方法で約款等を変更する旨、変更後の約款等の内容及びそ

の効力発生時期を告知するものとします。

第43条（準拠法）

この約款による契約、貸渡し及び貸渡しに付随する全ての行為は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第44条（合意管轄裁判所）

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当施設の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。